

# 向日葵

vol.  
300

令和7年



公益社団法人  
東村山法人会  
会報誌

# HIGASHIMURAYAMA



【東京都】足立区の花火大会

## CONTENTS

- ちょっと知りたい税理士column ▶ P2-3
- 着任のごあいさつ/東村山税務署法人課税部門幹部職員等名簿 ▶ P4-5
- わかりやすい事業承継/立川都税事務所からのお知らせ ▶ P6
- 実施報告** 本部研修会/地球温暖化防止への法人会の取り組みについて ▶ P7
- 社労士コラム ▶ P8
- 地域の名所/地域のイベント情報 ▶ P9
- 実施報告** 青年部会第2回経営講演会/青年部会出前授業/女性部会研修会/ビジネスマナー研修 ▶ P10
- 実施報告** TACオンライン日商簿記3級/税制等セミナー(新設・決算法人・税務教室)/生活習慣病検診 ▶ P11
- ご案内** 租税・科学教室開催/e-Tax・eLTAX ▶ P12
- 講習会/税務セミナー年末調整実務研修会 ▶ P13
- 会社紹介 ▶ P13
- ご案内** コンプライアンス違反対策セミナー/オンラインはじめの経理実務/オンライン基礎から学ぶ給与計算実務/オンライン年末調整・法定調書/決算書・法人税申告書作成講座 ▶ P14
- 人人 ▶ P15
- 新入会員紹介コーナー/会統一会員増強デーと会員増強期間/第12回絵はがきコンクール ▶ P16
- 実施報告** 通常総会/高橋新会長挨拶/ ▶ P17
- 実施報告** 交流会/令和7年度以降の理事・監事 ▶ P18
- 令和6年度法人会活動功労者等発表/署との名刺交換会 ▶ P19
- ご案内** 法人会行事/国内研修参加者募集 ▶ P20
- 広報委員会紹介/レシピ ▶ P20





今回は、代表的暗号資産である「ビットコイン」について深掘りしましたが、今回は暗号資産に関する基礎知識について解説をさせていただきます。

### ◆暗号資産に関する相談の典型例

まずは、導入として、弊所に寄せられたクライアントからの相談の典型例から紹介します。

暗号資産の取引を行うクライアントの多くは、国内取引所だけではなく、国外取引所での暗号資産の取引を行う方が多いことから、相談の典型例は、**①**国外取引所を含めた暗号資産の所得計算を含む確定申告の依頼が最も多く有ります。次に多いのは、**②**個々のトークン(暗号資産)の性格によるトークンの無償付与など(エアドロップ・ステーキング)による収益認識時点の確認の相談、そして**③**暗号資産に係る必要経費の相談です。

さらに、最近では暗号資産を用いて売買するNFTに関する相談が多くなっています。

### ◆具体的な質問例

- 1**暗号資産をICOで取得して、先日売却したので、所得税の申告を行いたい。
- 2**プレセールで購入した暗号資産でステーキング報酬を受領した場合の課税関係についてご教示いただきたい。
- 3**法人で暗号資産取引を開始したいので法人税の税務処理について知りたい。
- 4**暗号資産の取引を国税庁のExcelシートで計算してみたが、正しいかどうか確認してほしい。
- 5**個人事業で暗号資産により報酬を受けた場合、所得税の取り扱いはどうなるか？
- 6**国外の暗号資産取引所で暗号資産の売買をしているが、所得税の確定申告の必要はあるか？
- 7**あるトークンが今年スマートコントラクトの変更を行い、チェーンが変更された。それに伴い、旧トークンは無価値となり、新トークンがウォレットに配布された。課税関係について知りたい。
- 8**GamefiのSTEPNを始めたが、受領した暗号資産の税金計算がわからない。
- 9**NFTをローンチするにあたり税務処理を知りたい。

# 暗号資産

左記のようなご相談に関しては、弊所では国税庁から公表されている情報を参考に回答しています。紹介した質問例は全て国税庁のホームページから入手可能な情報から回答可能ですので、ご参考になさってください。

なお、国税庁は、暗号資産の取扱いについて以下のとおり文書を公開しています。毎年のように頻繁に内容が更新され、税法も改正されています。古い情報が掲載された情報誌などに頼ることなく、国税庁から公表される最新情報を確認するようになさってください。

年月日	和暦	国税庁情報
2017年12月 1日	平成29年	仮想通貨に関する所得の計算方法について (情報)
2018年11月21日	平成30年	仮想通貨に関する税務上の取扱いについて (情報)
2019年12月20日	令和元年	仮想通貨に関する税務上の取扱いについて (情報)
2020年12月18日	令和2年	暗号資産に関する税務上の取扱いについて (情報)
2021年 6月30日	令和3年	暗号資産に関する税務上の取扱いについて (情報)
2021年12月22日	令和3年	暗号資産に関する税務上の取扱いについて (情報)
2022年12月22日	令和4年	暗号資産に関する税務上の取扱いについて (情報)
2023年 1月13日	令和5年	NFTに関する税務上の取扱いについて (情報)
2023年 1月20日	令和5年	法人が保有する暗号資産に係る期末時価評価の取扱いについて (情報)
2023年12月25日	令和5年	暗号資産等に関する税務上の取扱いについて (情報)
2024年12月20日	令和6年	暗号資産等に関する税務上の取扱いについて (情報)

### ◆暗号資産等の定義

ところで、暗号資産とはそもそもどのように定義されているのでしょうか？

暗号資産は、一般的には、国家の中央銀行などの貨幣を発行する管理者が存在しないものの、インターネットを通じて全世界の誰に対しても商品やサービスの対価として利用できる「もの」、「支払手

# ～ 基礎知識 ～

税理士  
佐々木 健

段」であり、日本では当初、「仮想通貨」と呼ばれていましたが、2020年5月1日から「暗号資産」と改められ、金融商品取引法上の「金銭とみなされるもの（金融商品）」となりました（金融商品取引法第2条の2）。

加えて、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律では、「物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供の対価を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手として購入及び売却を行うことができる財産的価値であって、電子情報を用いて移転することができるもの」（「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」第2条第5項、令和元年5月31日成立、令和2年5月1日施行）と定義されています。

一方、国外では、暗号資産のことを当初クリプトカレンシー (cryptocurrency) と呼んでいましたが、最近ではトークン (Token) と言い換えられ、NFTが出回るとその表現はFT (Fungible Token) と呼ばれるようになってきました。

ここで、一旦上記を整理すると以下の通りに変化しています。

## 【法的な定義】

仮想通貨 ▶ 暗号資産

## 【会話内での呼称】

クリプトカレンシー ▶ トークン ▶ FT

なお、クリプトカレンシー、トークン及びFTといった表現は、法的な定義はされていないことにご留意ください。

次に、NFTは、現在国内法上の定義はありません。しかしながら、国税庁は2022年4月1日付のタックスアンサーでNFTという表現をしています。その後、2023年1月13日公表の「NFTに関する税務上の取扱いについて（情報）」において、

「NFT(Non-Fungible Token)とは、ブロックチェーン上で、デジタルデータに唯一の性質を付与して真贋性を担保する機能や、取引履歴を追跡できる機能をもつトークンをいいます。」

と定義しました。これは、課税上、必要に迫られて定義したものと考えられます。

NFTは、Non-Fungible Tokenの頭文字で表され日本語では「非代替性トークン」と表現されることが多いです。

このNFTは、ブロックチェーンにより、製作者が作成した本物であるという証明を行うことで改ざんやコピーができないようにされているデジタルデータのことい、アート、ゲームのキャラクター、音楽などに利用でき、これが簡単に売買できるようになったことで全世界から注目を集めるようになりました。

## 〈参考文献〉

「重要キーワードで読み解く暗号資産・NFTの税務が話せる税理士になる！」税理士坂本新著、税務経理協会

## Profile 佐々木 健



立教大学経済学部卒業。大蔵省国際金融局、東京国税局等に勤務後、佐々木健国際税理士事務所を設立。税理士、MBA(経営管理学修士)、専門社会調査士。アジア太平洋マーケティング研究所 (APRIM) シニア研究員、東

久留米市商工会総代。マーケティング・コンサルタントとしても東証プライム上場企業での幹部職員向け研修講師実績多数。

《事務所》 佐々木健国際税理士事務所

《所在地》 〒203-0032 東久留米市前沢 2-10-15  
シャレード 21-305

《TEL》 042-470-0272

《E-mail》 k-sasaki@dune.ocn.ne.jp

《URL》 <https://k-sasaki.rulez.jp>

# 着任のごあいさつ

東村山税務署長 石亀 博文



公益社団法人東村山法人会の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

皆様には、平素から税務行政に対しまして深いご理解と格別のご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

この度の人事異動により東村山税務署長を拝命し、東京国税局徴収部国税訟務官室から転任してまいりました石亀と申します。前任の小林同様、ご厚情を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

貴会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして会員企業に寄り添うとともに、例年各種研修会やセミナーの開催をはじめ、児童を対象とした租税科学教室の開催、管内の小学校で行われる租税教室への講師派遣のほか、市民まつり・産業まつりでの税金クイズの実施、野球教室と税金クイズを交えた租税教室や税に関する絵はがきコンクールの開催、自主点検チェックシートの普及など、地域企業・地域社会の健全な発展と納税道義の高揚に寄与する活動や取組を幅広く活発に展開されているとお聞きしております。

これまで皆様が行われてこられたこれらの活動や取組は、税務行政の円滑な運営のために欠くことのできない、大きな役割を果たしていただいております。改めまして、皆様の活動や取組に深く敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

さて、国税当局では、納税者利便の向上や税務行政全体の効率化に加え、社会全体のDX推進への貢献を図る観点から、税務行政のDXの更なる推進に取り組んでおります。

貴会の皆様におかれましては、法人税の申告書とともに、財務諸表など添付すべき書類全てをe-Taxで送信する「ALL e-Tax」及びキャッシュレス納付のご利用に率先して取り組んでいただいていることに感謝申し上げますとともに、今後も引き続き税務手続のデジタル化推進にお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、キャッシュレス納付の推進を図るため、令和7年3月より、国税庁ホームページに「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」が掲載されておりますので、是非ご活用ください。

また、令和7年度の税制改正により、「所得税の基礎控除及び給与所得控除の見直し」、「特定親族特別控除の創設」が行われ、令和7年12月に行う年末調整から適用されることとなりました。

源泉徴収義務者の方が適切に本改正に対応いただけるよう、国税当局としましても、周知・広報を順次、進めてまいりますので、今後ともお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人東村山法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝と事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

# 第27回 わかりやすい 事業承継



東村山法人会・会員の皆様こんにちは。中小企業診断士の上甲覚と申します。

東村山法人会様には、毎月実施している事業承継に関する無料相談会の相談員や、不定期開催のセミナー講師としてお世話になっております。

例年梅雨は7月に入ってから続きますが、今年は空梅雨の様で、6月も猛暑日の連続でした。このままいくと、今年の夏は相当暑い日が続くことが予想されます。こまめに水分補給をしながら、無理をせず、しっかりと栄養と睡眠をとり、元気に乗り切りましょう。

さて、今回は趣向を凝らして事業承継の歴史について記載してみました。

今回は、来年3月末までに「特例承継計画」という計画書を都道府県に提出をしないと適用することが出来なくなる、特例・事業承継税制（非上場株式を贈与、相続した際掛かる贈与税・相続税の納税猶予制度）とは、そもそも従来からある事業承継税制（一般措置）と、何が違うのかについて説明をしたいと思っております。



事業承継税制の「一般措置」は、2009年（平成21年）からスタートしています。対象者は、先代（前代表者）から後継者（引き継いだ代表者）一人のみ（一対一）の適用でした。また、当初は、親族への承継しか出来ず、親族外（例えば会社の番頭）への承継が出来ないというものでした。親族外への承継は、平成25年度改正で可能となりましたが、贈与者（あげる人）一人に対し、受贈者（もらう人）も一人という「一子相伝」ルールは変わりませんでした。

それに対し、特例措置では、贈与者の数に理論上制限がなく、受贈者は「最大3人」まで分散し受け取ることが可能となりました（但し、もらう人は全員、代表取締役等に就任している必要が有り）。

次に、納税猶予出来る対象株式数を見てみます。これは一般措置と特例措置を比べた際、一番大きくわかりやすい変更箇所だと思います。まず一般措置については、贈与税の場合全議決権株式（経営に口出しが出来る権利）の2/3までの100%が納税猶予の対象となります。相続税の場合は、同じく全議決権株式の2/3までは一緒ですが80%までしか対象となりません。2/3とは大体66.7%ですが、左記の80%までだと、何と52%、約半分くらいの納税猶予しか受けられないこととなります。

これに対し、特例措置では、贈与税・相続税共に全議決権株式の100%が納税猶予対象となります。これだけみても特例措置がお得だということがわかりますね。

次回も、一般措置と特例措置の違いについて続きをお話したいと思います。

**Profile** 執筆 中小企業診断士 上甲 覚

立命館大学大学院 政策科学研究科 修了。経済産業省外郭団体に、チーフマネージャーとして補助金申請者への指導・助言及び組織管理業務に携わる。近年は、事業承継全般（経営承継円滑化法を活用した親族内・親族外承継。M&Aを活用した第三者承継）業務を幅広くカバーし、中小企業をサポートしている。税理士会・税理士協同組合や法人会等を中心に講演多数。



**Office** 株式会社 国土工営（認定経営革新等支援機関）  
〒162-0824 東京都新宿区塩場町2番26号 SKビル4階

☎ 03-5227-3601 📠 03-5227-3604  
✉ joko@kokudokouei.co.jp  
🌐 <http://www.kokudokouei.co.jp/>

## 立川都税事務所からのお知らせ - 都税についてのお知らせ - 東京都小平都税支所が仮庁舎へ移転します

東京都小平都税支所は、庁舎の建替えに伴い、東村山市内の仮庁舎へ移転します。

- 業務開始日 令和7年9月16日(火)
- 所在地 〒189-0014 東村山市本町1-23-9  
東京都小平合同庁舎(仮庁舎)1階
- 電話 【移転前】042-464-0070 【移転後】042-306-1891

アクセス



- ▶ 西武新宿線  
東村山駅東口から 徒歩10分  
久米川駅北口から 徒歩11分
- ▶ グリーンバス  
東村山税務署停留所から徒歩2分  
市役所入口・久米川病院前停留所から徒歩1分



# 本部研修会

## 実施報告

令和7年6月5日(木)第13回通常総会終了後、ホテルエミシア東京立川において本部研修会が開催されました。講師に嘉悦大学教授の高橋洋一氏をお招きし、「激動の世界と今後の日本経済」と題して、世界・日本の経済について講演をいただき、その後質疑応答による講義形式で講演は進み、参加者たちは熱心に聞き入っていました。



高橋洋一氏



研修状況

## 地球温暖化防止への法人会の取り組みについて

法人会は中小企業による「地球温暖化対策報告書」提出促進に協力しています。

東京法人会連合会は東京都が平成22年度より開始しました地球温暖化対策報告書制度の推進に協力しており、東村山法人会としても、令和6年度は61社にご協力を頂きました。

※事業所エネルギー使用量や省エネ対策を把握して、年1回、東京都に報告する仕組みです。  
【対象】所有または使用している都内の事業所(オフィス・工場・店舗など)が対象です。

### 「地球温暖化対策報告書」に取り組む主なメリット

- 1 電機や水道等の使用料を把握する習慣がつき、光熱水費の削減につながります。
- 2 地球温暖化対策に取り組む事業者として東京都HPIに掲載されます。
- 3 省エネ機器導入費用に応じた事業税の減免制度など各種支援制度への申込が可能になります。

また、中小企業者向け省エネ促進税制を利用する際は、提出が必要になります。設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の事業税額から減免します。

- ・減免を受ける事業年度の事業税額の2分の1を限度とします。
- ・減免しきれなかった額がある場合(取得事業年度の事業税額が0である場合を含む)は、翌事業年度等の事業税額から減免できます。

詳しくは、東京都主税局ホームページ内の「<東京版>環境減税について」をご覧ください。法人会事務局にお尋ねください。

なお、東村山法人会HPトップページ「地球温暖化対策報告書制度」よりアクセスして報告書の提出手続きが可能です。またはQRコードよりアクセスしてください。

【問合せ】東村山法人会事務局 ☎042-394-7654



# 本年成立の年金制度改革法の全体像を整理しました

## ●2025年 年金制度改革法のポイント

働き方の多様化・人生100年時代に対応した5つの見直し

2025年に「年金制度改革法案」が国会で6/13に成立しました。この改正は、少子高齢化と働き方の多様化に対応し、「支える人が減っても持続できる年金制度」を目指すものです。特に「働くシニア・パート・女性・若者」に影響があります。

## ●改正ポイントの全体像

改正項目	内 容	目的・背景
①パートの厚生年金適用拡大 (徐々に労働者数等の要件撤廃)	中小企業でも週20時間以上・月収8.8万円以上で働くパートに厚生年金を適用	非正規の格差是正。女性の年金が少ない問題の解消
②基礎年金の底上げ	国民年金(自営業・学生などの年金)を低所得でも厚く保障(基礎年金の給付調整)	老後に月5万円未満しかもらえない人の生活保障強化
③在職老齢年金の見直し	60歳以降に働くと年金が減らされる仕組みを緩和	「年金のために働くのを控える」を防ぐ
④高所得者の保険料上限引き上げ	月報酬65万円以上の人の厚生年金保険料を引き上げ	支える人の負担強化で制度全体の持続性アップ
⑤遺族厚生年金の男女差是正	子のない夫婦で妻がなくなったときに55歳未満の夫は受給不可→将来は男女平等に	多様な家庭や共働き社会への平等化対応

## ●なぜ必要か?その背景

- 高齢者1人を支える現役世代が減少中(=将来年金の“持続性”が危機)
- パート・フリーランス・副業などの多様な働き方が広がっている
- シニアも働き続ける時代 → 年金と就労の両立が必要
- 女性・若者・非正規の年金額が少ない現状の是正が課題

## ●まとめ:この改正で何が変わる?

- 非正規で働くパートも厚生年金に入れる → 将来の年金が増える
- 働きながら年金をもらう人も、減額されにくくなる
- 女性や一人親世帯にも安心な年金制度へ



## ●働き方が変わる今、年金制度も変わります。

若者やシニア、全ての世代が「老後を見すえた働き方・生き方」を考える時代です。

さらに詳しくは厚労省のHP等を、ぜひご確認ください。

### 筆者 profile



いしづ たかよし  
石津 雄美

2025年 8月1日現在

- ◆石津社労士事務所 所長 (特定社会保険労務士、東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属)
- ◆オールフォーオール 代表 (経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、ワンストップソリューションサービスチーム主宰) 一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ)会員

### 略 歴

- ◆昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
- ◆損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
- ◆保有資格 社会保険労務士(平成10年11月)
- ◆平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格一特定社労士資格取得
- ◆平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士連合会)

### 事 務 所

- ◆所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
- ◆TEL 090-1738-7991
- ◆e-FAX 050-3133-0539
- ◆e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp
- ◆HP <https://soh.sci-kokubunji.jp/ishizu>

# 地域の名所

## 浅間神社

### ●浅間神社(落合)の由緒

浅間神社(落合)の創建年代は不詳ですが、当社の鎮座する浅間町はもと落合村と呼ばれ、落合村は前沢村からの分村と伝えられていることから、開村時に落合村の鎮守として創建したと推定されます。現在は南沢氷川神社の兼務社です。



鳥居



拝殿

### ●東久留米市史による浅間神社(落合)の由緒

もと落合村の鎮寺であって、『新編武蔵風土記稿』には、「社地1段5畝、年貢地。村の東にあり。上屋2間に3間にて中に小祠を置。西向。村の鎮守。例祭3月15日、村民持。稲荷祠、天王祠。右何れも小祠。本社の左右にあり。」と記されている。

現社殿も西向きで、旧状をとどめているが、拝殿は昭和三十七年に新築された。この時旧拝殿を移築して社務所の一部としたが、その際、拝殿の軒桁に記された墨書が発目され、「寛政二年造立」(一七九〇)のものであることがわかった。この拝殿が『新編武蔵風土記稿』に記された上屋のことで、二間に三間の規模である。柱上の絵様肘木から見ても、江戸中期の特徴をよくとどめている。古老の話では、社殿はこの拝殿だけであって、その後ろに、石の祠(明治一五年造立)が安置されていたという。

(東久留米市史より)



手水舎

社号 ▶ 浅間神社  
祭神 ▶ 木花咲耶姫命  
境内社 ▶ 小御嶽神社、  
稲荷社  
住所 ▶ 東久留米市  
浅間町3-7-1

## 地域のイベント情報

西東京市

東京文化財  
ウィーク  
2025

## したのや縄文の里 秋まつり

『10年分の感謝とこれからの夢をのせて!』

復元された竪穴住居や土器の解説をはじめ、火おこしや勾玉づくりなどの体験ブース、音楽やダンスパフォーマンスもあり盛りだくさんの内容です。

今年は販売ブースが拡大し、おいしい食べ物や新鮮野菜、下野谷遺跡や縄文らしい商品をゲットできます。下野谷遺跡史跡指定10周年の今、現地でまつりを楽しみ下野谷遺跡を盛り上げましょう!

- ★日 時： 10月5日(日) 午前10時～午後3時
- ★対 象： どなたでも
- ★場 所： したのや縄文の里(下野谷遺跡整備地)

- 雨天の場合、内容を縮小し東伏見小学校体育館で実施(荒天中止)
- 駐車場はありません。

※当日連絡先 ☎090-2520-3996

※詳細は市HPへ

★問合せ先： 地域学習推進課 ☎042-420-2832



## 青年部会

# 第2回 経営講演会 実施報告



7月23日(水)、青年部会第2回経営講演会が開催されました。講師に株式会社EMOLVA 代表取締役 榊原清一氏をお迎えして、主に経営者やマーケティング担当者を対象にした「SNSを最大限活用した令和をリードする企業ブランディングとマーケティング戦略」と題してご講演いただきました。榊原氏は「令和の虎」に出演する等多方面で活躍しており、4月にも青年部会第1回経営講演会でご講演いただき大変好評でした。今回改めてより深い内容でご自身の実績に裏打ちされた興味深いお話を聞くことができました。また質疑応答の時間もあり、参加者からは、具体的な質問や悩みの相談も飛び出し、榊原氏からは丁寧に回答いただきました。限られた時間ではありましたが、距離感が近く貴重なお話が聴けた素晴らしい経営講演会となりました。

副部会長 菅野 豪彦



## 青年部会

# 出前授業 実施報告



5月17日(土)清瀬市立清瀬第十小学校(学校公開日)、6月7日(土)清瀬市立清瀬第七小学校(学校公開日)において租税教室(出前授業)を開催しました。水谷青年部会長より挨拶を行った後、生徒に税金の無い国を想定した租税教育用アニメ「マリンとヤマトの不思議な日曜日」を見てもらい、税金が無くなった街はとても不便になることを知ってもらいました。その後、アニメの内容を題材にしたクイズ5問を交えて税金の必要性についての理解を図りました。また、1億円(レプリカ)を用いて、その重さを生徒の皆さんに体験してもらいました。



挨拶  
水谷部会長

▼出前授業の様子▼

清瀬十小



清瀬七小



### 児童の感想

- ★税金の大切さ・必要性がわかった。税で支えられていることがわかった。税がないと不便になる。
- ★税金がなくなると生活が不便になる。税金は、社会のために役立っていることがわかった。
- ★税金とは何かということを知ることがわかった。
- ★DVDを観て税金の大切さを学んだ。★税金をしっかりと納めようと思った。

## 女性部会

# 研修会 実施報告



女性部会主催第2回研修会を令和7年7月24日(木)に法人会館に於いて開催いたしました。部会員20名、一般の方1名の計21名の方に参加賜りました。

今回は、カラーセラピストの石井亜由美先生による「色彩と香りの効果」と題した講演が行われました。

ビジネスの場で使い分けのべき色や、魅力的な売り場づくりについて等、色彩と香りの与える効果について具体的に丁寧に教えていただきました。



## 報告

# ビジネスマナー研修

6月12日(木)今年で13回目となる「ビジネスマナー研修」を東村山法人会館にて開催しました。講師にミサワTG&Sオフィス(株)代表取締役 三澤雅史氏をお招きし、ビジネスパーソンの必須要件である社会人としてのマナーや基本的な仕事の進め方や名刺交換や電話対応の説明等、実務的な研修を行って頂きました。



講師 三澤雅史氏

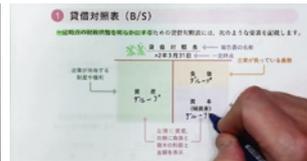


研修状況

## 報告

# オンライン「日商簿記3級講座」

5月22日(木)～7月16日(水)の8週間、24時間いつでも・何度でも視聴可能なWEBでの動画配信による「日商簿記3級講座」を開催しました。税理士であり資格の学校TACの人気講師である足立篤保氏により、簿記3級の合格を目指し、簿記の基礎から決算の手続きまで、簿記一巡の流れについて講義をしていただきました。



## 報告

# 税制セミナー等

## 新設法人説明会

5月28日(水)東村山法人会館において、會津隆行税理士及び東村山税務署担当官を講師にお迎えし、法人税の申告事務の流れに関する講義を行っていただきました。税の専門家である税理士の解説が無料で聴けますので、税務手続きや初めて申告等、不安な点など税に関する疑問をこの機会に質問してみたいかがでしょうか。2か月に1度開催していますので、是非ご参加ください。



講義状況



講義風景

## 決算法人説明会

6月11日(水)及び7月2日(水)に東村山法人会館において、倉石秀直税理士及び下田壮一税理士と東村山税務署担当官を講師にお迎えし、決算・申告事務の流れとポイント等に関して全国法人会総連合発行の「わかりやすい!会社の決算・申告の実務」に基づき説明をいただきました。また、講義終了後には税理士と税務署担当官により、個別に質疑応答と、参加者からの決算の不明な点についてご対応いただきました。



講義状況



講義風景

## 税務教室

6月17日(火)東村山法人会館において、東村山税務署喜久里法人審理担当官を講師にお迎えし、令和7年度第3回税務教室「減価償却の計算方法」について開催し、多くの方にご参加いただきました。

## 実施報告

# 生活習慣病健診

7月初旬から令和7年度1回目の(一財)全日本労働福祉協会による生活習慣病健診が管内各所(ハミングホール、東久留米スポーツセンター、こもれびホール)で実施されました。

日本人の死因の約6割は、がんや心臓病、脳卒中などの生活習慣病であり、生活習慣病の予防と早期発見・治療に重要なのが、「特定健診(いわゆるメタボ健診)」などの定期的な健診です。経営者や従業員とそのご家族のために継続的な受診をお勧めします。法人会員は割引価格で受診することができます。細部は、下段をご確認ください。なお、今回は2月に予定しています。是非、ご利用下さい。



ご案内

## 租税・科学教室のご案内

各部50名、親子で計100名 多摩六都科学館へ無料でご招待!

- 〈主催〉東村山法人会(税制・社会貢献委員会、青年部会)  
〈日時〉令和7年9月6日(土)午前の部10:00~13:55(受付9:30~)  
午後部13:00~16:35(受付12:30~)  
〈場所〉多摩六都科学館(東京都西東京市芝久保町5-10-64)  
〈電話番号〉042-469-6100  
〈内容〉①租税・科学教室  
②大型映像鑑賞「超巨大恐竜 ゴンドワナ大陸の謎」  
③プラネタリウム鑑賞「天の川ストーリー」  
〈申込期限〉8月22日(金)  
〈お問合せ〉東村山法人会事務局 ☎042-394-7654  
〈注意事項〉小学生のみでの参加はできません。必ず保護者等の同伴でお申込みください。



多摩六都科学館  
アクセスQR



お申込みQR

## 法人会セミナーのご案内

ご案内

### e-Tax・eLTAX講習会

参加費無料!!

- 〈内容〉【第1部】①e-Taxの概要 ②e-Taxの利用届出手続き ③質疑応答 講師 東村山税務署担当官  
【第2部】①eLTAXの概要 ②eLTAXの利用届出手続き ③質疑応答 講師 立川都税事務所担当者  
〔注意事項〕  
• 1部・2部ともに制度の概要、利用届出手続き要領などの基礎的な講習となります。  
• eLTAXについては、都税に関する内容となり、市が所管する税内容は対応出来かねますのでご了承ください。  
〈日時〉令和7年9月25日(木)13時30分~16時00分  
〈会場〉東村山法人会館(東村山市本町1-23-6)  
※会場は3階になります。エレベーターがございませんのでご了承ください。  
〈参加費〉無料 〈定員〉3名

詳細は同封のチラシを  
ご覧ください

ご案内

### 税務セミナー 年末調整実務研修会

参加費無料!!  
要申込

- 〈開催日〉令和7年11月10日(月)、12日(水)、13日(木)、17日(月)、19日(水)  
いずれも 午前の部10時~12時/午後の部14時~16時  
各回同一内容です。いずれかをご選択ください。  
〈研修内容〉①令和7年給与所得者の年末調整のしかた  
②法定調書の作成と提出等  
DVDを視聴後、税務署担当官による研修を行います。会員、非会員どなたでも参加できます!  
〈講師〉東村山税務署 担当官  
〈会場〉東村山法人会館(東村山市本町1-23-6)  
〈締切〉各開催日1週間前(定員に達し次第締切)  
〈定員〉各回40名(先着順)

詳細は同封のチラシを  
ご覧ください

# 会社 紹介

## うなぎ さ和野

所属 西東京第2支部  
所在地 西東京市谷戸町1-2-3  
電話番号 042-421-6300  
営業時間 11:00～15:00 予約 14:00  
17:00～21:00 予約 20:00  
定休日 毎週木曜日  
月一回連休あります



### 今 回紹介する「うなぎ さ和野」さん

ひばりが丘1丁目にて開業し、後に現在の西東京市谷戸町1丁目、創業48年になります。

若い頃は、印刷関係のお仕事をしていたオーナーは、親が調理の仕事をしていた関係から、料理の仕事を勧められ、人に使われるより自分で開業した方が、やり甲斐があると思い、昭和52年5月15日に開業しました。

料理の経験も無く、店を開くには調理人を雇い、仕事を覚えーから勉強し、調理免許を取得し天ぷらの揚げ方、うなぎの裂き方を覚え、東京都食品衛生推進委員の資格を取り、現在は、西東京食品衛生協会の会長を務めています。現在店は、甥と娘が取締役で頑張っ引き継いでくれています。

### 店 の信条は、

「毎日新鮮なうなぎを裂き、しっかりと蒸して、丁寧に仕上げたものを、食べていただく」美味しくてスタミナ抜群、ビタミン豊富、美容にも良いうなぎを是非ご賞味ください。

### お 勧めメニューは、

うなぎ、幕の内弁当、天ぷら等。また、仕出し、テイクアウト、承ります。

座敷は、20名様までご利用いただけます。

皆様も是非、丁寧な調理美味しいうなぎを堪能下さい。



アクセス ▶ 西武池袋線ひばりが丘駅より谷戸経由バス谷戸住宅下車目の前  
駐車場 ▶ 5台 店の横3台 満車の場合は他の場所に2台分あります。  
クレジットカード ▶ 取扱いしていません。PayPay使えます。

## ご案内 コンプライアンス違反对策セミナー

参加費無料!!

〈日 時〉 令和7年10月9日(木) 14時00分～15時00分  
〈研修内容〉 コンプライアンス違反事件増加の背景とその対策  
〈講 師〉 アスールたまプラ法律事務所 弁護士 猪野 匡史 氏  
〈会 場〉 東村山法人会館

詳細は同封のチラシを  
ご覧ください

## ご案内 オンライン はじめての経理実務

経理実務を1年間の業務スケジュールをイメージしながら、実例を通して学ぶ事ができる講座です。  
はじめて経理実務に携わる方はもちろん、改めて基礎を見直したいという方等にもおすすめです。  
教材は、テキストとトレーニングシートを使用し、実務に即した書類作成の疑似体験にて、その数値が入る根拠を  
学びながらの講義となります。

〈視聴期間〉 10月9日(木)～11月5日(水)4週間 オンライン講義  
〈講義時間〉 約12時間 期間中24時間、いつでも、どこでも、何回でも視聴可能!  
〈対 象 者〉 経理(決算)担当者、これから経理実務を担当される方、更にスキルを  
向上したい方  
〈講 師〉 信澤 奈津美 氏 (税理士)  
〈受講料〉(税込) 会員 4,400円 / 非会員 5,500円

詳細は同封のチラシを  
ご覧ください

## ご案内 オンライン 基礎から学ぶ給与計算実務

「給与計算はソフトがしてくれるから簡単」と思われやすいですが、実際は労働基準法、社会保険各法、所得税など  
給与計算と関連する様々な法律に関する基礎知識の理解が必要になります。当講座では、給与支払明細書や源泉  
徴収票を実際に作成しながら、知識の整理と間違えやすいポイントを事例形式で学習します。

〈視聴期間〉 11月13日(木)～12月10日(水)4週間 オンライン講義  
〈講義時間〉 約8時間 期間中24時間、いつでも、どこでも、何回でも視聴可能!  
〈対 象 者〉 社内給与計算ご担当者(今後ご担当予定の方・従業員を雇用する事業主の  
方)、その他簿記を学びたい方  
〈講 師〉 大里 香織 氏 (税理士・社会保険労務士)  
〈受講料〉(税込) 会員 4,400円 / 非会員 5,500円

詳細は同封のチラシを  
ご覧ください

## ご案内 オンライン 年末調整・法定調書

年末調整の実務をはじめて担当される方から経験者を対象に、手続きの流れを理解し、実際の書面の書き方を学  
習する講座です。実務を経験された方でも、知識の整理やブラッシュアップにお勧めです。

〈視聴期間〉 11月6日(木)～11月26日(水)3週間 オンライン講義  
講義時間: 約6時間 期間中24時間、いつでも、どこでも、何回でも視聴可能!  
〈対 象 者〉 年末調整実務を担当される方、改正内容の確認をしたい方  
〈講 師〉 信澤 奈津美 氏 (税理士)  
〈受講料〉(税込) 会員 4,400円 / 非会員 5,500円

詳細は同封のチラシを  
ご覧ください

## ご案内 決算書作成・法人税申告書作成講座

### 決算書・法人税申告書作成講座(全10回)

〈実施日〉 10月3日、10日、17日、23日、31日、11月7日、14日、21日、28日、12月5日  
毎週金曜日開催、但し10月23日のみ木曜開催となります。  
〈時 間〉 13時30分～16時00分  
〈学習内容〉 ・ご自分で「申告書が作成できる」よう解説する、小規模法人向けの講座です。  
簿記3級程度の基礎知識がある方へご受講をお勧めします。  
〈会 場〉 東村山法人会館(東村山市本町1-23-6)  
〈講 師〉 東京税理士会東村山支部 税理士 篠原 幸彦 氏  
〈定 員〉 20名(定員になり次第締切)  
〈受講料〉 (全10回)(税込) 正会員 2,200円 / 賛助会員 3,300円 / 一般(非会員) 4,400円  
〈使用テキスト〉 清文社「基礎の基礎1日でマスター法人税申告書の作成」使用予定

詳細は同封のチラシを  
ご覧ください

東村山第4支部  
恵ライフプラン株式会社  
代表取締役

## 高橋 恵さん



### 富士山の頂上で見えた景色

### 心に寄り添う「周旋屋さん」

はじめまして。恵ライフプラン株式会社の高橋恵と申します。

三井のリハウス出身で、20年以上不動産業に携わってまいりました。2024年、相続・空き家・終活に特化した不動産サービスを提供するため、東村山市で独立開業しました。

私自身、東京都東村山市で生まれ育ち、現在も東村山市在住です。

小中高を通じてバレーボール部に所属し、お盆もお正月もなく、部活動に没頭して過ごした学生時代でした(私立狭山ヶ丘高校出身、ポジションはレフト)。

人生の中で大きく自分に変化があった出来事が、2024年の夏に挑戦した富士登山です。「50歳になる前に一度は登りたい」という長年の夢を、一念発起して実行しました。頂上を目指す道の中では、常に酸素が薄く、特に八合目を越えてからは三歩進むもの

やっとなという極限状態。山頂までの過程は、さまざまな思いや余計な動きをすべて削ぎ落とし、「自分軸」だけに立ち返る貴重な時間となりました。頂上では、人生最高レベルの達成感を味わいました。最高でした。この経験を通して思考の断捨離が進み、日々の選択もシンプルになって、決断力が身についた気がします。

そして、この厳しい登山をきっかけに、独立への迷いや不安が吹っ切れ、起業への一歩を踏み出す決意が固まりました。

今の時代に「周旋屋」という言葉を使うと、少し古風な聞こえになりますが、私は不動産を「モノ」ではなく「人と人のご縁」としてつなぐ仕事だと思っています。だからこそ、売る・買うだけでなく、お客様の想いや背景に寄り添う姿勢を大切にしています。

これまで不動産業で培った経験を活かし、地域の身近な相談窓口として「何から始め

たらいいのかわからない」「ちょっと聞いてみたい」、そんな時に気軽に声をかけてもらえるような、温かい存在でありたいと思っています。

また、不動産業の女性経営者として、将来は不動産業界で働く若い女性たちの育成にも携わっていきたくと考えています。女性がもっと活躍できる不動産業界の土壌をさらに改良していくことが、私のこの仕事から役割だと感じています。

法人会に入会してまだ日が浅いのですが、この記事を読んで「この人、なんか見たことあるな」と、どこかでお声掛けいただけたらとても嬉しいです。

地域に根ざし、「人生の節目」をサポートできる不動産屋さんとして、皆さまともご縁をつなげていけたら幸いです。どうぞよろしくお願いたします。



# 新入会員紹介コーナー



東村山第4支部長の小林智子さん(かどや建設株式会社)からご紹介をいただきました。このご縁に感謝いたします。サロン勤務経験を経て、生まれ育った東村山で2024年、プライベートサロンをOPENしました。

身体を緩め、リラックスすることで、自然治癒力(自分で自分を整える力)を取り戻し、生き活きと、楽しく、美しく、毎日を過ごすお手伝いをさせて頂きます。

「自分を大切にすることで、今よりも、誰かのことも大切にできる。」そう信じております。自分に優しくする時間、自分と向き合う時間、そんな特別な時間をteAteで過ごして頂けたら幸せです。

〈法人名〉リラクゼーションサロン  
teAte【テアテ】  
〈代表者〉高野 陽子  
〈住所〉東村山市野口町1-23-44  
〈TEL〉070-1371-9071  
〈支部〉東村山第4支部(賛助会員)

## 新入会員紹介

自 令和7年5月1日～至 令和7年6月30日に入会された会員

所属支部名	所在地	法人名	代表者氏名	業種	電話番号
西東京第2支部(賛助会員)	西東京市谷戸町2-10-2	あかねや	常田 青児	居酒屋	042-422-0558

# 10月9日(木)は東村山法人会の会統一会員増強デーです!

〈会統一会員増強期間〉10月9日(木)～11月8日(土)

### 1 チャレンジ100目標【新規企業数】

※実績は令和7年5月度現在

	合計		大型保障 (大同生命)		ビジネスガード (AIG損害保険)		がん保険 (アフラック)	
	実績*	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
東村山	6	60	3	18	2	33	1	9
東法連合計	435	2603	149	799	212	1406	74	398

### 2 チャレンジ100目標【新契約件数】

※実績は令和7年5月末現在

	合計		大型保障 (大同生命)		ビジネスガード (AIG損害保険)		がん保険 (アフラック)	
	実績*	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
東村山	78	395	50	219	9	101	19	75
東法連合計	3,328	15,409	1,362	7,347	725	4,551	1,241	3,511

会の組織基盤の強化・充実の為に、新会員の獲得や適任者の紹介が必要です。会員皆様のご協力をよろしくお願い致します。

また、福利厚生制度面として、令和5年度からスタートした「Challenge100キャンペーン」を令和7年度以降も名称を「チャレンジ100」に改め、期限を区切らずに継続し、新規企業数・新規契約件数に着目した拡大に取り組んでいます。

### 【チャレンジ100】

- 3制度の加入企業・新契約件数の拡大
- 役員・会員加入率の向上…制度新規加入企業の獲得
- 制度加入企業の拡大…新契約加入件数(新規・追加)の獲得と脱落防止
- 2025年度チャレンジ100目標

なお、東村山法人会員の皆様には新設法人の情報等を事務局または受託3社にお知らせ下さいませようお願い申し上げます。

## 第12回 せい かん 税に関する たい ぼ しょう 大募集!

# 絵はがきコンクール

税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを知っていただき、理解と関心を深めていただくために実施いたします。

### 6. 審査

全ての応募作品を複数の審査員により公正に審査を行い選定いたします。

### 7. 表彰・発表

審査結果(入選作品)は当会ホームページまたは広報誌にて発表するとともに当会事務局を通じてご本人または学校に通知いたします。なお、優秀作品につきましては公益財団法人 全国法人会総連合(女性部会)が実施するコンクールに出展します。

- 東村山法人会最優秀賞
- 法人会長賞 ●女性部会長賞 ●税務署長賞 ●都税事務所長賞
- 優秀賞

### 1. テーマ

税に関する絵  
(例えば、税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など)

### 2. 応募資格

小学生が対象です。

### 3. 応募点数

児童1人につき1点とします。

### 4. 応募方法及び応募先

付属の「専用はがき」または「官製はがき」に氏名等の必要事項および税に関する絵を描いてご応募下さい。なお、官製はがきの場合、必要事項をはがき表面に記入して下さい。また、描画素材は問いません。文字や標語などの書き入れも可とします。  
〔応募先・お問い合わせ先〕  
〒189-0014 東村山市本町 1-23-6  
☎042-394-7654 FAX042-392-3820  
公益社団法人 東村山法人会 女性部会

### 5. 応募締切

2025年11月5日(水)

### 8. 注意事項

(1) 応募作品に関する権利は、ご応募と同時に主催者である法人会に帰属します。  
(2) 応募作品の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。  
(3) 応募作品は法人会ホームページやインフォメーション等への掲載、または法人会が行う事業において展示することがあります。  
(4) 応募者の個人情報(入選者等への連絡や表彰状の送付、展示など「税に関する絵はがきコンクール」事業の実施のためにのみ使用します。  
(主催) 公益社団法人 東村山法人会  
公益財団法人 全国法人会総連合  
(後援) 国 税 庁

公益社団法人東村山法人会の第13回通常総会が6月5日(木)、ホテルエミシア東京立川において関係団体より来賓の参加を得て開催しました。

青年部会浜副部会長司会の下、高橋副会長による開会の辞に続いて、昨年度ご逝去された会員に対する黙とうが行われました。その後、村野会長が「ご来賓の皆様には、当会に対して平素より温かなご支援・ご指導をいただいております、重ねて感謝を申し上げます。また、多くの会員の皆様のご協力もあって、本総会が開催できますことは、私をはじめ役員一同喜びとするところであり、会員の皆様に心よりお礼を申し上げます。また、本総会の終了を持ちまして4期8年務めました会長の職を退任させていただく予定であり、皆様のご支援・ご協力に深く感謝申し上げます。」と挨拶され、その後議長となり右記の議案が承認されました。

その後、来賓を代表して小林東村山税務署長と小幡小平都税支所長にご祝辞を頂き、鎌田副会長の閉会の辞で総会を終了致しました。



村野会長



小林署長



小幡支所長



総会状況

### 一第13回通常総会決議のご通知一

第13回通常総会において、下記の通り議案が報告及び決議されましたのでご通知申し上げます。

**報告事項**

- (1)令和6年度事業報告(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)
  - (2)令和7年度事業計画(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
  - (3)令和7年度収支予算(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
- 本件は、上記の内容を報告致しました。

**決議事項**

- (1)令和6年度決算承認の件(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)
  - (2)任期満了に伴う役員選任の件
  - (3)会費規程等改定の件
- 本件は、原案通り可決承認されました。

## 高橋新会長挨拶

第13回通常総会及び臨時理事会にて第5代公益社団法人東村山法人会の会長に選任されました「高橋博文」です。青年部会から支部役員、本部役員と約30年…諸先輩・仲間と共に様々な活動をさせて頂き、多くの学びをいただきました。

私は、その「恩返し」のつもりで、法人会の理念である「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し地域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献する」を軸として、会と会員企業の更なる発展に尽力して参る覚悟でございます。

今後とも会員の皆さまのご支援・ご協力を宜しくお願い申し上げます。



## 交流会実施報告

6月5日(木)本部研修会に引き続き、ホテルエミシア東京立川において交流会が開催されました。

まず、新たに執行役員に選出された役員の紹介が行われ、第5代会長に就任された高橋副会長が挨拶されました。引き続き、4期8年に渡り東村山法人会会長としてご尽力いただいた村野前会長に、高橋副会長から顧問委嘱状が手渡され、新女性部会長の前部会長から花束が贈呈されました。

その後、水谷青年部会長司会の下、澁谷清瀬市長にご祝辞をいただいた後、東村山税務署加藤副署長による乾杯のご発声により交流会が開始されました。楽しい雰囲気の中で参加者一同親睦を深め、細山副会長の一本締めで交流会を終了しました。



高橋新会長の挨拶



⑥高橋新会長 ⑤村野前会長 ④前女性部会長



水谷青年部会長(司会)



澁谷清瀬市長(来賓挨拶)



加藤副署長(乾杯)



交流会場



細山副会長(一本締め)

令和7年度以降の本部役員  
(理事・監事等)

会長		高橋 博文		※ ←は、担当副会長				理事(外部)		三島 敏彦		(敬称略)	
副会長	東村山	白石 隆義	←	総務委員長	大野 初	青年部会長	水谷 正樹	本部役員					
	小平	藤島 正喜	←	広報委員長	千葉 清久	女性部会長	前 かおり	理事	38名				
	西東京	鎌田 忠詞	←	税制・社会貢献委員長	矢ヶ崎泰幸	監事	西川 徹夫	監事	3名				
	東久留米	三沢 和喜	←	組織・厚生委員長	長谷山大輔	監事	小川 隆雄	顧問	村野 康司				
	清瀬	細山 茂美	←	事業研修委員長	狩野 徹	監事(外部)	福井 知子						
東村山ブロック		小平ブロック		西東京ブロック		東久留米ブロック		清瀬支部					
ブロック長	白石 隆義	ブロック長	藤島 正喜	ブロック長	鎌田 忠詞	ブロック長	三沢 和喜	支部長	内野 守				
副ブロック長	紺野 琢生	副ブロック長	遠藤 敏夫	副ブロック長	清水 正幸	副ブロック長	大山 裕嗣	副支部長	松村 重樹				
第1支部長	本間亜由武	第1支部長	菅野 豪彦	第1支部長	戸塚 新一	第1支部長	荻野 進	副支部長	中村 勝宏				
第2支部長	佐々木義徳	第2支部長	林 研志	第2支部長	松本 雅継	第2支部長	神藤 栄一	副支部長	小林 浩				
第3支部長	當麻 智勇	第3支部長	下山 俊彦	第3支部長	原川 裕明	第3支部長	南端 常雄						
第4支部長	小林 智子	第4支部長	久松 清仁	第4支部長	奥山 洋行	第4支部長	佐藤 伸之						

通常総会終了後、令和6年度に功績のあった支部、会員の方々に対する表彰式を開催し、以下の方々を受彰されました。なお、受彰者の方々には、賞状と副賞を郵送させていただきました。

(支部順・敬称略)

### ★1 本部役員退任に伴う感謝状

#### (1) 理事

(東村山第1支部) 白石和子 (東村山第1支部) 中澤 昌  
 (東村山第2支部) 染矢一真 (東村山第3支部) 中條基成  
 (東村山第4支部) 原田清見 (東村山第5支部) 當麻武勇  
 (東村山第6支部) 飯島 博 (小平第1支部) 今井啓介  
 (小平第3支部) 宇根育伸 (小平第3支部) 植原政幸  
 (西東京第1支部) 塩月哲朗 (西東京第3支部) 大河内一紀  
 (東久留米第2支部) 土田健太郎 (東久留米第4支部) 徳田賢一  
 (清瀬支部) 小山勇二

#### (2) 監事

(西東京第2支部) 山田 章 (清瀬支部) 恩田健次郎

### ★2 会員増強功労(努力)表彰

#### (1) 目標達成率上位支部

東村山第3支部 西東京第3支部 東久留米第2支部

#### (2) 個人努力賞

ア 最優秀支部 (西東京第3支部) 鎌田忠詞  
 イ 優秀支部 (東村山第3支部) 柳澤一夫  
 (小平第1支部) 今井啓介

(支部順・敬称略)

### ★3 本部委員会活動功労者表彰

#### (1) 総務委員(6名)

(東村山第2支部) 小山雅由 (東村山第6支部) 下澤由起夫  
 (小平第1支部) 水間康夫 (小平第2支部) 松永定義  
 (西東京第4支部) 都築則幸 (東久留米第2支部) 大澤 進

#### (2) 組織・厚生委員(8名)

(東村山第1支部) 中澤徳子 (東村山第6支部) 三馬教子  
 (西東京第1支部) 岡部行広 (西東京第2支部) 小堀好美  
 (東久留米第1支部) 川嶋 寛 (東久留米第3支部) 寺村上男  
 (小平第4支部) 伊藤連邦 (清瀬支部) 竹下道成

#### (3) 税制・社会貢献委員(6名)

(東村山第1支部) 中村智行 (東村山第6支部) 三馬教子  
 (小平第2支部) 前かおり (小平第4支部) 鈴木信恵  
 (東久留米第2支部) 吉田 茂 (東久留米第4支部) 野崎悦子

#### (4) 広報委員(7名)

(東村山第6支部) 小林智子 (西東京第4支部) 高石英一  
 (東久留米第1支部) 野島貞夫 (東久留米第3支部) 生井智浩  
 (東久留米第4支部) 小林知弘 (清瀬支部) 松川哲哉  
 (清瀬支部) 和田哲也

#### (5) 事業研修委員(3名)

(東村山第1支部) 町田一成 (東村山第6支部) 吉村昇馬  
 (小平第1支部) 町田梨絵

### ★4 支部活動功労者表彰(11名)

#### (1) 東村山(2名)

(第1支部) 岡野洋子 (第1支部) 町田梨絵 (第2支部) 澤野昭治郎  
 (第6支部) 吉村昇馬 (第2支部) 前かおり (第3支部) 原川裕明  
 (第3支部) 植原政幸

#### (2) 小平(3名)

#### (3) 西東京(2名)

#### (4) 東久留米(4名)

(第1支部) 竹内泰樹 (第3支部) 溝内健三 (清瀬支部) 田中俊彦  
 (第2支部) 吉田 茂 (第4支部) 小林知弘

#### (5) 清瀬(1名)

### ★5 部会活動功労者表彰(10名)

#### (1) 青年部会

(東村山) 松村一紀  
 (小平) 町田あかり  
 (西東京) 神津誠浩  
 (東久留米) 和久井一輝  
 (清瀬) 吉村哲平

#### (2) 女性部会

(東村山) 中澤徳子  
 (小平) 鹿島朝子  
 (西東京) 松川紀代美  
 (東久留米) 大島克江  
 (清瀬) 甲田和美

### ★6 福利厚生事業功績表彰

#### (1) 経営者大型保障制度推進優秀支部

ア 最優秀支部 小平第4支部  
 イ 優秀支部 西東京第1支部

#### (2) がん保険加入優秀支部

西東京第1支部

### ★7 保険会社推進員に対する感謝状

(大同生命) 鶴田眞理子氏 (ユーアイファミリー) 藤原玲子氏  
 (大同生命) 武内文子氏

## 名刺交換会

7月18日(金)東村山税務署において、新着任の石亀署長をはじめとする税務署幹部の方々とはじめとする税務署幹部の方々とはじめとする税務署幹部の方々とはじめとする税務署幹部の方々と法人会正副会長・副ブロック長との名刺交換会が行われました。今回の定期異動により村上法人部門第1統括官は、ご栄転されました。細部名簿等は、会報誌4.5ページをご覧ください。



署との名刺交換会

月日(曜日)	時間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時間	説明会・研修会・会議等	場 所
9/ 3(水)	16:00~17:00	第2回総務委員会	法 人 会 館	10/ 8(水)	13:00~15:00	決算法人説明会	法 人 会 館
9/ 5(金)	15:30~17:00	第3回組織・厚生委員会	//	10/ 9(木)~11/ 5(水)		オンライン はじめての経理実務講座	オ ン ラ イ ン
9/ 6(土)		租税・科学教室	多摩六都科学館	10/ 9(木)~11/ 8(土)		会統一会員増強期間	
9/ 9(火)	16:00~17:00	第3回広報委員会	法 人 会 館	10/ 9(木)	14:00~15:00	コンプライアンス違反対策セミナー	法 人 会 館
9/10(水)	13:00~15:00	決算法人説明会	//	10/10(金)	13:30~16:00	決算書・法人税申告書作成講座②	//
9/11(木)	15:00~16:00	第2回理事会	//	10/14(火)	15:00~16:00	第6回税務教室「令和7年度税制改正の概要」	//
//	16:00~18:30	厚生連絡協議会・意見交換会	//	10/16(木)	18:00~	第6回青年部会役員会	//
9/16(火)	15:00~16:00	第5回税務教室「適格請求書等保存方式の概要」	//	//		法人会全国大会(高知大会)	高知県立県民文化ホール
//	14:00~16:00	個別融資相談会	//	//	13:00~16:00	おなやみ相談会	法 人 会 館
9/17(水)	13:00~16:00	国土工事業承継無料個別相談会	//	10/17(金)	13:30~16:00	決算書・法人税申告書作成講座③	//
9/18(木)	18:00~	第5回青年部会役員会	//	10/18(土)	10:30~11:45	青年部会出前授業	清瀬市立清瀬第四小学校
//		全国女性フォーラム	札幌パークホテル	10/21(火)	14:00~16:00	個別融資相談会	法 人 会 館
//	13:00~16:00	おなやみ相談会	法 人 会 館	10/22(水)	13:00~16:00	国土工事業承継無料個別相談会	//
9/24(水)	13:00~15:45	新設法人説明会	//	10/23(木)	13:30~16:00	決算書・法人税申告書作成講座④	法 人 会 館
9/25(木)		女性部交流会	明 治 座	10/29(水)		東法連青連協ゴルフ大会	青梅ゴルフ倶楽部
//	13:30~16:00	e-Tax・eLTAX講習会	法 人 会 館	10/31(金)	13:30~16:00	決算書・法人税申告書作成講座⑤	法 人 会 館
10/ 3(金)	13:30~16:00	決算書・法人税申告書作成講座①	//				

詳細は東村山法人会事務局 (☎042-394-7654) にお問い合わせ下さい。

## ご案内

## 国内研修のご案内

この度事業研修委員会事業として四国地方での国内研修事業を計画致しました。日程・募集等の概要は、下記のとおりです。会員皆様方の参加をお待ちしております。

- ▶ 日 程：令和7年10月16日(木)～18日(土) 2泊3日
- ▶ 募集人員：20名(定員になり次第、締切とさせていただきます)
- ▶ 移動手段：航空機、現地・貸切バス等
- ▶ 研修先等：細部は、同封の案内チラシをご確認ください。  
なお、今回の研修事業は、航空機を利用した遠距離かつ長距離の行程となるため、体力や体調等にご不安のある方は、お申込みを慎重にご検討ください。
- ▶ 問合せ先：東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

左記の国内研修の詳細は、同封のチラシをご覧ください

さあ、保険の新たな元へ。  
T&D 保険グループ

その安心で、  
企業とともに未来をつくる。

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

# 広報委員会

今回は、広報委員会をご紹介します。  
 広報委員会では、年に6回偶数月に会報誌「向日葵」を発行しています。  
 会報誌については、地域の名所や税理士コラム、会社紹介等などの公益記事と会員募集、新入会員紹介やブロック・支部活動等の公益記事で主に構成されています。



千葉広報委員長



広報委員会メンバー



会報誌「向日葵」

今後も会員を始め地域の皆様に親しみのある会報誌を提供いたしますのでよろしくお願いいたします。

## Recipe

暑い日々続き、食欲ない時、漬物を食べたくなる、高菜と今が旬の枝豆の炒めは、この季節に限りおすすめの一品です。



高菜と枝豆の炒め

### 材 料

- 高菜……………250g
- 枝豆……………150g
- 鷹の爪……………1本
- ニンニク……………2片
- 胡麻……………少々
- 胡麻油……………少々

### 作 り 方

- 1 高菜を細かく刻んで、(刻んだ高菜を使ってもいい)、枝豆を茹でてから豆を剥き出します。
- 2 フライパンに胡麻油を入れて、刻んだニンニクと鷹の爪を入れて中火で香りが出るまで炒める。
- 3 ニンニクと鷹の爪の香りが出たら、高菜と枝豆を鍋に入れてよく炒め、最後に胡麻を入れて、混ぜたら完成です。

東久留米第1支部 野島 貞夫さん 

## 募集

### あなたの撮った写真 あなたの趣味に関する記事 を募集します!

本誌の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。  
 写真は、地域の話題のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。  
 趣味は、日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。



**掲載時期について** 当会会報誌は偶数月の20日(年6回)に発行しています。ご応募いただきました記事や写真は時期や季節に応じ、掲載号を決定させていただきますので、いつでもご応募下さい。

**募集要項** 住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。  
 選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。  
 なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

**募集規定** 写真 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG、TIFF推奨)  
 記事(文書) 200～400字程度  
 原稿用紙でもワードでも可

**募集先** 東村山法人会事務局 広報担当宛て  
 〒189-0014 東村山市本町1-23-6  
 TEL : 042-394-7654  
 e-mail : info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

## プレゼント



表紙の写真や記事が採用となった方には  
**法人会の図書カードをプレゼント**します。  
 どしどしご応募下さい。



## 東村山法人会HP QRコード

スマートフォン等で読み取りしてください。



公益社団法人東村山法人会報 [300号] 令和7年8月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会  
 〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654  
<https://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/>  
 制作：株式会社 国栄

禁無断転載